

※同時記者発表 高松サポート記者クラブ／高知県政記者クラブ

平成29年7月26日（水）

四国地方整備局

高 知 県

第8回 仁淀川流域学識者会議の開催 ～ 事業の継続を審議します ～

◇公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に、「第8回仁淀川流域学識者会議」を下記のとおり開催し、日下川、宇治川で進めている床上浸水対策特別緊急事業の継続について学識者（別紙-1参照）に審議していただきます。

■開催日時：平成29年8月1日（火） 13:00～15:00

■開催場所：高知河川国道事務所 4階会議室（別紙-2参照）

■議 事：・仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会の報告
・仁淀川床上浸水対策特別緊急事業の事業再評価について

■そ の 他：会議は公開で開催し、一般傍聴の方の席を10席用意します。
受付は12時30分から12時50分で先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
取材や傍聴に関する詳細は別紙-3及び別紙-4をご覧ください。

（総合的なお問い合わせ）

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課

課長 田窪 遼一

TEL（087）851-8061（内線3611）

（河川整備計画の内容に関するお問い合わせ）

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

副所長（技術）岡林 福好（内線204）

◎調査課長 新川 和之（内線351）

TEL（088）833-0111

高知県 土木部 河川課

課長補佐 谷脇 久志

TEL（088）823-9838（河川課直通）

◎主たる問い合わせ先

仁淀川流域学識者会議の委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野		所属等	氏名
環境	植物生態学 河川植生	高知大学 教育研究部 自然科学系 理学部門 教授	イシカワ シンゴ 石川 慎吾
環境	水生生物 水生昆虫	水生生物研究者	イシカワ タエコ 石川 妙子
水質	水質化学	高知県立大学 地域教育研究センター 教授 (兼)生活科学部 環境理学科 教授	イッシキ ケンジ 一色 健司
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授	オカダ ショウジ 岡田 将治
歴史・文化	歴史文化・地理	いの史談会 会長	カトウ ミヨジ 加藤 美代治
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	ササハラ カツオ 笹原 克夫
環境	保全生物学 河川生物	たかはし河川生物調査事務所 代表	タカハシ イサオ 高橋 勇夫
経済	地域経済学	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	ナカザワ ジュンジ 中澤 純治
関係水利	農業施設工学 地域環境工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	マツモト シンスケ 松本 伸介

第8回 仁淀川流域学識者会議 会場案内図

会場 高知河川国道事務所 4F 会議室
高知市六泉寺町96-7



「第8回 仁淀川流域学識者会議」

取材についてのお願い

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、事務局がお渡しするプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るため、ビデオ・カメラ等の撮影範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、通話はお控え下さい。

(公開・公表)

- 3) 審議中に発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

事務局：国土交通省四国地方整備局
高知県

第8回 仁淀川流域学識者会議

傍聴要領

(主旨)

この要領は、第8回仁淀川学識者会議（以下「会議」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(学識者会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席については、10席を確保しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言、私語、談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ、資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、通話はお控え下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦会議中での発言はできません。
 - ⑧その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室をお願いすることがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、議長及び事務局の進行に御協力下さい。

事務局：国土交通省四国地方整備局
高知県